

監査報告書

学校法人 田蓑学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の規定により、令和5年度学校法人田蓑学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人からの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人田蓑学園の令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月28日

学校法人 田蓑学園

監 事

森 山 公 康

印略

(注) 監事森山公康は私立学校法第38条第5項に定める部外監事であります。